

令和元年度みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業委託業務
企画提案コンペに関する質問に対する回答

Q1: キャンプ中の食費は経費に乘せられないようですが、これは消耗品費に含めてよい
か。

A1: 業務仕様書の5「委託料の内容」に記載のとおり、飲食費は、事業の対象とならな
い経費ですが、自然環境キャンプの試行実施で必要となる食材については、税抜
き単価が5万円未満の華美でないものに限り、消耗品として計上可能です。

Q2: 『プログラムは森林をフィールドとした野外キャンプによる方法であること』とあるが、
開催時期が一部冬季になる可能性があるため、安全性の観点から館内宿泊として
もよいか。

A2: 安全性の観点から、館内宿泊も可能とします。